

会議結果報告書

令和4年11月24日

会議の名称	令和4年度 第1回志木市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	令和4年11月24日（木）10時00分～11時30分
開催場所	志木市役所大会議室2-1
出席委員 及び 関係機関	大貫正男会長、飯村史恵副会長、池田恵子委員、上田将史委員、 竹前榮二委員 (計5人) さいたま家庭裁判所 柏木書記官 (計1人)
欠席委員	渡辺修一郎委員 (計1人)
説明員	高山佳明主幹、高橋美環主事 (計2人)
議 題	(1) 第2期成年後見制度利用促進計画の進捗について(資料1) (2) 志木市基幹福祉相談センターについて(資料2) (3) 志木市地域共生社会を実現するための条例について(資料3) (4) その他
結 果	審議内容の記録のとおり (傍聴者 0人)
事務局職員	中村修福祉部長 共生社会推進課 的場裕行課長、黒澤多恵主幹、 高山佳明主幹、高橋美環主事
署 名	(議長) 大貫 正男 会長 (署名人) 池田 恵子 委員
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>会長) 後見ネットワークセンターの相談窓口の充実は、引き続き重要なことである。 先進的な取り組みの1つとして、市民後見人の集いを自主的にはじめることで、活動の充実を図っている。また任意後見の相談も増えていることから、今後の受け皿の検討が必要である。</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 第2期成年後見制度利用促進計画について</p> <p>説明員) 資料に基づき説明</p> <p>委員) 地域での制度出前講座は、少人数でも実施できるのか。</p> <p>説明員) 実施可能だと考えている。司法専門職の活用も考えられるが、市民後見人の活動でも、そうした場でお話しをすることで市民目線でより伝わる部分があると考えている。</p> <p>委員) 子ども支援課の要援護高齢者等支援ネットワークシステム会議の対応件数0件となっているが、理由はなにか。</p>	

説明員) 以前は、高齢者ホッとあんしん見守りネットワークとして高齢者を対象にしていたが、見守りが必要なのは高齢者だけではないので、ホッとあんしん見守りネットワークとして世代を問わない名称に変更した。昨年度に改正したため、浸透がなされていない面もあると考えられる。

委員) 後見制度の動画配信があるが、視聴された年代と感想にはどのようなものがあるのか。今後の活用についても考えていく必要があるのではないか。

説明員) 講演会の「成年後見制度って何?」は、松井秀樹司法書士による動画だが40歳代の割合が高く、事例が分かりやすいなどの感想だった。一次相談機関に対して行った「成年後見制度ってなあに?」の動画は、高齢者あんしん相談センターなどの相談機関向けに行い、多くの専門職に視聴をしてもらえたと考えている。今年度の講演についても動画を検討しているが、ホームページ上に動画を掲載する、データとして貸し出しをするなど、今後活用できるかたちとしたい。

副会長) 人数や回数のような量的評価だけではなく、質の評価の項目を入れていくことも計画の評価には必要だと考える。

(2) 志木市基幹福祉相談センターについて

説明員) 資料に基づき説明

委員) 基幹福祉相談センターのパンフレットの後見ネットワークセンターに未成年後見についてもふれてもらいたい。

説明員) 次回作成の際には、入れるよう調整する。

(3) 志木市地域共生社会を実現するための条例について(資料3)

説明員) 資料に基づき説明。

会長) 条例講演会申込方法はどのようになっているか。

説明員) 1月の広報に申込フォームを掲載する予定。条例の進捗をお知らせする機会としても講演会のような活動を継続するのも良いという意見もある。

委員) NHK クローズアップ現代で後見利用すると制限がかかるという話があった。共生社会の取り組みでは、後見を利用することが、自分らしく生活するためにあるということが説明できるといい。

事務局) 相談しにくい内容が基幹福祉相談センターでも相談できると、条例制定でも伝わると良いと考えている。

会長) NHKの放送では、関係者は、法定後見は制限かかる、後見関係者の業務がやりづらい、報酬が亡くなるまでかかるなど、誤解を招く印象もあるものでショックだったとのこと。障がい者の当事者団体や委員の意見の反映できるとよい。

副会長) 共生社会という言葉が条例として出すことは大事、他市でも手話言語やケアラーを単独で条例化するところが多い。また、経済活動、市民活動の順を逆にするという。障害者の権利条約から踏み込んだ成年後見の代行決定、今の制度から今後の後見制度を考えていく必要がある。様々な角度から議論が必要だと考える。

委員) 意思決定支援は重要だが後見人として対応が難しいこともある。介護や支援の状況もあり、正解があるわけでもないが、本人が自分らしく生活できるよう支援することが大切である。

説明員) 昨年度から市民後見人養成講座でも意思決定支援をテーマとしている。市民後見人養成講座では、プランを作成する事業者も一緒に受講できるとよい。

委員) 本人の意思・希望が組み取れているのか、本人の発言が、本人が理解して話しているのか、一緒に探していくことが大切。そのことについては、常に考える課題であるため、講座は有意義だと考える。

(4) その他

さいたま家庭裁判所) 志木市の取り組みは先進的、安定して市民後見人を輩出している。審議会では意見が活発で実質的な分野に踏み込んでいる。取り組みも複数にまたがっていることがわかった。地域共生社会を実現する条例は、踏み込んだ内容で先進的な要素として後見の利用が進むといい。個人的な感想だが、ヤングケアラーに配慮して欲しい。成年後見は高齢者の印象が強いが、条例を策定する中で、ヤングケアラー自身が知らない制度もあるから周知できる内容になるといい。今後も家庭裁判所としてもこうしたかたちで顔の見える関係を継続したい。

会長) 任意後見制度に力を入れている。基本計画でも求められており、相談が増えているが、担い手が不足している。市社協で法人後見をやって欲しいという意見も出ている。国も促進といわれているところから、市社協ができるようになるといい。

説明員) 任意後見の法人受任についての要望の声としては、お伝えしている。市社協で総合的な判断がなされる内容である。

事務局) 任意後見を広げることについて、行政のかかわりとしてはPR必要だが、市社協と議論が必要だと考える。

会長) 市社協に強く要望したい。

説明員) 次回の会議日程は、未定だが、前期に計画進捗管理、後期には次期計画に策定に向けての開催を検討している。

4 閉会

以 上